

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会 公印規程

(平成12年10月17日)
(議会規程第1号)

(総則)

第1条 本組合議会において、使用する公印の作製、保管方法等については、この規程の定めるところによる。

(公印の種類等)

第2条 公印の名称、書体、印材、寸法、個数、使用区分及び管守者は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

第3条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないように、厳重に管理するとともに、常に鮮明しておかなければならない。

(公印の作製)

第4条 事務局長は、公印を新調し、又は改刻しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(公印の事故及び廃止届)

第5条 事務局長は、公印の使用を廃止し、又は盗難その他の事故が生じたときは、速やかに議長に届け出なければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

公 印 の 名 称	書 体	印材	寸 法 (mm)	個数	使用区分	管守者
猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会之印	れい書	つげ	方 21	1	議会名をもつてする文書	書記長
猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会議長之印	れい書	黒水牛	方 24	1	議長名をもつてする文書	書記長